

浦和競馬場内告知看板他委託業務仕様書

1 業務の目的

浦和競馬來場者への本場開催及び場外発売日程の周知をする。

2 別紙資料説明

- (1) 別紙1 看板サイズ表
- (2) 別紙2 場内告知看板配置図
- (3) 別紙3 令和4年度浦和競馬重賞競走日程表

3 業務内容

(1) 本場開催告知看板

- ア 本場開催初日の前日までに掲示すること。
- イ 開催日程、重賞・準重賞競走名を、布地にインクジェット印刷で作成すること。
- ウ デザインを3種類提案し、その中から組合が決定する。
※デザインは、下見所ヴィジョン下告知サイン及びゴール前ラチシート貼りにおいてもベースのデザインとして使用すること。

1-1	正門	12回	開催日程・競走名 (規格:縦 900mm×横 7,200mm)
1-2	北門	12回	開始日程・競走名 (規格:縦 700mm×横 4,000mm)

(2) 次回本場開催告知看板

- ア 該当本場開催の前本場開催初日の前日までに掲示すること。
- イ 重賞日程について、重賞競走等の開催がない場合には、組合が指定した内容を掲示すること。
- ウ 開催日程をアクリル板に作成し、掲示すること。
※準重賞・重賞競走プレート掲示

4-1	正門	12回	開催日程 (規格:縦 400mm×横 2,000mm)
		12回	重賞日程 (規格:縦 400mm×横 420mm)
4-2	北門	12回	開催日程 (規格:縦 250mm×横 1,500mm)
		12回	重賞日程 (規格:縦 250mm×横 300mm)

4-3	3号スタンド前	12回	今回開催日程（規格：縦300mm×横2,000mm）
		12回	重賞日程（規格：縦300mm×横420mm）
		12回	次回開催日程（規格：縦300mm×横2,000mm）
		12回	重賞日程（規格：縦300mm×横420mm）

(3) 南関東場外開催告知看板

- ア 場外開催初日の前日までに掲示すること。
- イ 開催日程をアクリル板に作成し、掲示すること。
※場外名称プレート掲示
- ウ 原則として、各場外開催終了後に場外開催告知看板を外し、新たに場外開催告知看板を取り付けること。

2-1	正門	40回	開催日程（規格：縦750mm×横1,440mm）
2-2	北門	40回	開催日程（規格：縦215mm×横1,000mm）×2枚

(4) 次回南関東場外開催告知看板

- ア 場外開催最終日に、次回場外開催日程を掲示すること。
- イ 開催日程をアクリル板に作成し、掲示すること。
- ウ 原則として、各場外開催終了後に場外開催告知看板を外し、新たに場外開催告知看板を取り付けること。

3-1	正門	40回	開催日程（規格：縦250mm×横1,450mm）
		12ヶ月	月次看板（規格：縦200mm×横250mm）

(5) JRA 場外開催告知看板

- ア 月末のJRA 場外開催最終日に次月分JRA 場外開催日程を掲示すること。
- イ 土曜日及び日曜日が月跨ぎとなる場合には、発売の有無にかかわらず、該当日をすべて掲載すること。
- ウ 屋外使用のため、雨風や日差しに1ヶ月程度耐えられるものを使用すること。

5	JRA 正門	12ヶ月分	（規格：縦1,256mm×横874mm）
	北門	12ヶ月分	（規格：縦1,345mm×横856mm）×2枚

(6) 下見所ヴィジョン下告知サイン (本場開催時)

- ア 本場開催初日の前日までに実施すること。
- イ 本場開催告知看板のデザインをベースにすること。
- ウ インクジェット出力、アルミアングル巻、アルミ枠、アルミ複合板 3 t で制作すること。

6 下見所ヴィジョン下 12回 (規格: 縦 600mm × 横 4,000mm)

(7) ゴール前ラチシート貼り (本場開催時)

- ア 本場開催初日の前日まで実施すること。
- イ ゴール板右側、ゴール板左側の2箇所について制作すること。
- ウ 本場開催告知看板のデザインをベースに制作すること。
- エ ゴール板左側については、指定した通年デザインで制作すること。
- オ インクジェットシート貼りで制作すること。
- カ 巻き込むと文字が見えなくなるため、上 80mm、下 110mm を空けて制作すること。

7 ゴールラチ前 12回 (規格: 縦 300mm × 横 2,800mm) × 2箇所
--

4 留意事項

- (1) 各種プレート (アクリル板) は、組合が管理する物を使用すること。
- (2) 原則として、本場開催並びに場外発売の時間帯は作業ができないため、実施にあたっては開催前または終了後の作業となることに留意すること。
- (3) 令和5年度の日程は決まっていないので、3月中に関しては、4月までの看板制作及び取付はすること。
- (4) やむを得ない事情 (工事など) により、従来の場所での掲出が不可能な場合は、協議の上、場所を変更して掲出する物とする。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じることとする。受託者等が取り扱う個人情報については、委託者の保有する個人情報として埼玉県浦和競馬組合個人情報保護条例の適用を受けることとする。
- (6) 大規模災害、事故や気象警報発生時等、委託者の判断により、業務の一部または全部を実施しないことがある。その際は、双方協議の上、出来高に基づいて支払い額を決めることとする。

- (7) 受託者は業務中、次の事項を遵守すること。また、受託者は、受託者の従業員、派遣社員等（再委託先の者を含む）に本事項の周知、徹底を図ること。
- ア 浦和競馬場において、すべての勝馬投票券の購入及び払戻しを行わないこと。
 - イ その他、競馬に係る不正又は不正と疑われる行為を行わないこと。
- (8) 令和4年度の歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該事業費にかかる減額等があったときは、本業務委託を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、すでに要した費用を委託者に請求することができない。
- (9) 仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたとき、委託者と受託者は遅滞なく協議を行い、定めることとする。